

改正された健康増進法

が全面施行され、

受動喫煙対策は、施設管理者等の義務となっています。



多くの施設において
屋内が原則禁煙に



20歳未満の方は
喫煙エリアへ立入禁止に



屋内での喫煙には
喫煙室の設置が必要に



喫煙室には
標識掲示が義務付けに

受動喫煙対策は済んでいますか？ 施設によって必要な対策が異なります。

学校・病院

学校・児童福祉施設、病院・診療所
行政機関の庁舎等

「敷地内禁煙」

※屋外に喫煙場所を設置することが可能。

オフィス・事業所等

事務所、工場、ホテル・旅館
旅客運送事業船舶・鉄道などの施設

「原則屋内禁煙」

※喫煙専用室、加熱式たばこ専用
喫煙室の設置が可能。

飲食店

「原則屋内禁煙」

※喫煙専用室、加熱式たばこ専用
喫煙室の設置が可能。

飲食店についての経過措置

飲食店の皆様は、以下の3つの項目の回答によるご自身の事業者分類によって、経過措置があります。

Q1 2020年4月1日時点で、営業している店舗ですか？

Q2 資本金または出資の総額5,000万円以下ですか？

Q3 客席面積は100㎡以下ですか？

1つでも「いいえ」

すべて「はい」

経過措置として選択可

店内禁煙



屋内禁煙

喫煙のみ可



喫煙専用室設置

飲食等も可



加熱式たばこ専用の喫煙室設置

飲食可



店内での喫煙可

改正健康増進法の施行後に施設内での喫煙を可能にするためには、各種喫煙室の設置だけでなく、その運用に関しても様々なルールの遵守が必要です。事業者の皆様が喫煙室の検討を行う際には、以下のような事項に気をつけてください。

※省令で定める基準を満たす必要があります。



喫煙室の
標識掲示

施設に喫煙室がある場合、標識の掲
示が義務付けられます。



20歳未満は
立入禁止

20歳未満の方は、従業員も喫煙
エリアに立ち入ることができません。



従業員への
受動喫煙対策

従業員に対する受動喫煙対策を講ず
ることも必要です。



違反時の罰則
等の適用

義務違反には指導、命令、罰則等が
適用されることがあります。

ポイント1

屋内での喫煙には各種喫煙室の設置が必要

オフィスや事業所、飲食店等は**原則屋内禁煙**となります。しかしながら、施設における事業の内容や経営規模への配慮から、これらの類型・場所ごとに、喫煙のための各種喫煙室の設置が認められています。各種喫煙室の種別については、各種喫煙室早わかりをご覧ください。



喫煙専用室



加熱式たばこ専用喫煙室



喫煙可能室

各種喫煙室早わかり
(厚生労働省HP)



喫煙専用室等におけるたばこの煙の流出防止にかかる技術的基準は、次のように定められています。

- i 出入口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上であること
- ii たばこの煙(蒸気を含む)が室内から室外に流出しないように、壁、天井等によって区画されていること
- iii たばこの煙が屋外又は外部に排気されていること

*喫煙を主目的とする以下の施設では、施設内で喫煙が可能です。

○ 喫煙を主目的とするバー、スナック等 ○ 店内で喫煙可能なたばこ販売店 ○ 公衆喫煙所

ポイント2

指定された標識掲示が義務付け

喫煙可能な設備を持った施設には必ず、指定された標識の掲示が義務付けられています。紛らわしい標識の掲示や、標識の汚損等については禁止されており、罰則の対象となります。

喫煙専用室に関する標識

「施設」の
出入口に掲示



喫煙専用室あり
Designated
smoking room
available

「喫煙室」の
出入口に掲示



喫煙専用室
Designated
smoking room

加熱式たばこ専用喫煙室に関する標識

「施設」の
出入口に掲示



加熱式たばこ専用喫煙室あり
Designated
heated tobacco
smoking room
available

「喫煙室」の
出入口に掲示



加熱式たばこ専用喫煙室
Designated
heated tobacco
smoking room

標識のダウンロード
(厚生労働省HP)



ポイント3

その他の改正法ポイント

20歳未満の方は、喫煙可能エリアへは立入禁止に

20歳未満の方については、たとえ喫煙を目的としない場合であっても、一切、喫煙室へは立入禁止となります。たとえ従業員であっても立ち入らせることはできません。万が一、20歳未満の方を喫煙室に立ち入らせた場合、施設の管理権限者等は指導・助言の対象となります。

ガイドライン
(厚生労働省HP)



喫煙室のある施設における従業員への対策

改正法及び労働安全衛生法において、従業員・労働者の受動喫煙を防止するための努力義務が定められています。ガイドラインを参考に施設ごとの実情に応じた対策を進めてください。

屋外や家庭などでも喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮することが求められます

- ・できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙するようにする
- ・子どもや患者等の特に配慮が必要な人が近くにいる場所等では喫煙しない

改正法のポイント
(厚生労働省HP)



改正法のより詳しい説明はこちら



受動喫煙のない社会を！



保健医療介護部 健康増進課
受動喫煙防止対策担当
電話 092-643-3598